

6 林国業第 316 号
令和 7 年 3 月 31 日

各森林管理局 計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁国有林野部業務課長

「森林土木工事の施工段階における三者会議の実施要領の制定について」の一部改正
について

「森林土木工事の施工段階における三者会議の実施要領の制定について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林国業第 153 号林野庁国有林野部業務課長通知）について、別紙のとおり一部改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、お知らせします。

（担当：業務課 森林土木専門官）

別紙

森林土木工事の施工段階における三者会議の実施要領の制定について（平成29年3月29日付け28林国業第153号林野庁業務課長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領 1 目的 三者会議は、発注者、設計者及び施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行い、工事の品質を確保及び円滑な事業執行を目的として開催する。 2 対象工事 <u>三者会議は、以下のいずれかにあてはまる工事を対象として実施する。ただし、現場条件及び施工条件等に特殊性がなく、三者会議の実施効果が少ない工事と発注者が判断したものを除く。</u> （1）<u>工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事</u> （2）<u>概算数量発注方式により発注する工事</u> （3）<u>（1）及び（2）のほか施工者から三者会議の開催を要請された工事（明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断する場合は除く。）</u> （削る。） （削る。） 3 三者会議の構成員 三者会議の構成員は、以下のとおりとする。 （1）発注者は、当該工事の監督職員、設計担当職員等 （2）設計者は、当該工事に係る詳細設計等を実施したコンサルタントの管理技術者、担当技術者、<u>照査技術者等</u> （3）施工者は、<u>当該工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者、担当技術者等</u> なお、必要に応じて<u>専門の工事業者等</u>を参加させることができる。 4 三者会議の開催	別紙 森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領 1 目的 三者会議は、<u>工事の発注者、施工者及び工事の設計を担当した測量・建設コンサルタント（以下「設計者」という。）の三者で構成し、工事目的、設計意図・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行い、工事の品質を確保するとともに、円滑な事業執行を目的として開催するものとする。</u> 2 <u>三者会議の対象工事</u> <u>特に設計意図・技術的な留意点を十分把握した上で、施工計画・仮設計画に反映しなければならない重要な工事を対象とする。原則として、次のいずれかにあてはまる工事のうち必要と判断した工事について実施する。</u> （1）<u>構造計算を伴う重要構造物（橋梁等）を含む工事</u> （2）<u>複雑な設計条件のある工事</u> （3）<u>施工条件が厳しい工事</u> <u>（4）新技術又は高度な技術を採用した工事</u> <u>（5）その他、施工上の情報共有や意見交換等が必要と考えられる工事</u> 3 三者会議の構成員 三者会議は、以下の<u>担当者等</u>により構成する。 （1）発注者：<u>工事の監督職員、設計担当職員等</u> （2）設計者：<u>設計業務の管理技術者、担当技術者等（2名程度）</u> （3）施工者：<u>工事の現場代理人、主任技術者（又は監理技術者）、担当技術者等</u> なお、必要に応じて<u>地質調査業務の担当技術者、施工者の専門的な協力企業等</u>を参加させることができる。 4 三者会議の開催

(1) 会議内容

三者会議は以下の内容を標準とし、必要な資料は各者が作成するものとするが、書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

- ① 発注者は、工事目的及び関係機関との協議調整状況、現場条件等の工事全般に関する注意事項等を説明する。
- ② 設計者は、設計業務の成果品により設計思想、設計条件、仮設計画等を説明する。
- ③ 施工者は、設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、照査結果や仮設計画等に関すること、及び新たな技術提案等を説明する。なお、照査項目については、別紙4を参考に実施する。

(2) 会議の開催時期

三者会議は、施工者が設計図書を照査した後、工事着手前に開催するものとし、発注者からの発議により開催する。

なお、開催回数は原則1回とするが、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

(3) 費用の負担

三者会議の開催に要する費用は、発注者が施工者に支払う請負代金額に含まれるものとし、設計者に対する三者会議の資料作成及び出席に要する費用は、当該工事費に別紙1により計上し、施工者が設計者に支払うものとする。

三者会議の結果、修正設計、補足設計等が生じた場合には、発注者が別途、契約方法を含め検討を行うものとする。

5 実施方法

(1) 三者会議の開催

- ① 施工者は、施工計画書作成に際しての疑問点・確認を要する事項に関し、別紙2により発注者へ報告する。
- ② 発注者は、施工者から報告を受けた三者会議の開催希望時期を基本に、出席者の日程等を調整する。
- ③ 発注者は、施工者から報告を受けた疑問点等の内容を確認し、設計成果に関する事項を事前に設計者へ送付するとともに、三者会議資料の準備を依頼する。

(2) 三者会議の運営

(1) 会議内容

三者会議は以下の内容を基本とし、必要な資料は各者が作成するものとする。

- ① 発注者：工事目的、地質調査・測量成果、保安林等の法規則、河川・道路管理者・地元との協議経緯等に関する基本情報を説明する。
- ② 設計者：設計業務の成果品に基づき設計思想・条件、仮設計画等の留意点を説明する。
- ③ 施工者：設計図書の照査を踏まえ、現場条件又は施工上の課題、施工計画（仮設計画、工程計画を含む）の基本的考え方、技術提案の内容等の説明を行う。なお、照査項目については、別紙4を参考に実施することとする。

(2) 会議の開催時期

三者会議の開催時期は、工事契約後に、施工者が現地調査及び設計図書の照査を実施し、施工計画書作成前（工事着手前）の工事準備期間中の早い段階で、発注者からの発議により開催する。

開催回数は原則1回とするが、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

(3) 費用の負担

- ① 発注者は、三者会議の開催に要する費用を当該工事費に計上するものとし、積算方法は別紙1のとおりとする。
- ② 施工者は、設計者に対して、三者会議の資料作成及び出席に要する費用を支払うものとする。
- ③ 三者会議の結果、修正設計、補足設計等が生じた場合には、発注者が別途、契約方法を含め検討を行うものとする。

5 実施方法

(1) 三者会議の開催

- ① 施工者は、工事受注後速やかに現地調査及び設計図書の照査を実施し、施工計画立案に際しての疑問点・確認を要する事項を別紙2により整理し、三者会議の開催希望時期と併せて発注者へ報告する。
- ② 発注者は、施工者から報告を受けた三者会議の開催希望時期を基本に、出席者の日程等を調整する。
- ③ 発注者は、施工者から報告を受けた疑問点等の内容を確認し、設計成果に関する事項はあらかじめ設計者へ送付し説明資料等の準備を依頼する。

(2) 三者会議の運営

① 三者会議の進行は、発注者（監督職員等）が行う。 ② 三者会議の出席者は、設計図面と工事現場との整合性、設計思想、設計条件、施工上の留意事項、仮設計画等について互いに確認する。 ③ 設計・施工に関する木材利用、新技術、新工法及びプレキャスト工法等による生産性向上に関する提案等について積極的に意見交換を行うものとする。 ④ 三者会議によって、設計変更を要するものがあつた場合には、発注者及び施工者において、<u>国有林野事業</u>工事請負契約約款に基づき協議する。（削る。） 6 実施結果の取りまとめ 発注者は、三者会議後、速やかに別紙3により打合せ結果を取りまとめ、相互に内容を確認した上で各自保管するものとする。 7 施工者への周知等 工事の発注に際しては、特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議の対象工事であることを明示する。 なお、施工中の工事であっても必要が生じた場合は、設計変更により特記仕様書を変更し、三者会議の対象工事とすることができる。 この場合の費用は、4の（3）に準ずるものとする。 【工事特記仕様書記載例】	① 三者会議の進行は、発注者（監督職員等）が行う。 ② 三者会議の出席者は、<u>契約図書（設計図面、特記仕様書、数量表等）</u>と工事現場との整合性、設計条件・<u>思想及び</u>施工上の留意事項について互いに確認する。 （新設） ③ 三者会議における確認によって、設計変更を要するものがあつた場合には、発注者及び施工者において、工事請負契約約款に基づき協議する。 ④ <u>上記、確認事項のほか、設計・施工に関する新技術・新工法やコスト縮減に関する提案等について積極的に意見交換・情報提供を行うものとする。</u> 6 実施結果の取りまとめ 発注者は、三者会議開催後、速やかに別紙3により打合せ結果を取りまとめ、相互に内容を確認した上で各自保管するものとする。 7 施工者への周知等 工事の発注に際しては、特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議の対象工事であることを明示する。 なお、施工中の工事であっても必要が生じた場合は、設計変更により特記仕様書を変更し、三者会議の対象工事とすることができる。 この場合の費用は、4の（3）に準ずるものとする。 【工事特記仕様書記載例】
（三者会議の開催） 第〇条 本工事は、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、<u>当該工事の詳細設計等を実施した建設コンサルタント等（以下「設計者」という。）</u>及び施工者の三者が<u>工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象工事である。</u> <u>三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」（http://www・・・・）によるものとする。</u>	（三者会議の開催） 第〇〇条 本工事は、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、<u>受注者及び設計を担当した測量・建設コンサルタント（以下「設計者」という。）</u>の三者で構成し、<u>工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象工事である。</u> 2 <u>受注者は、工事着手前に設計図書の照査等を実施し、速やかにその結果を発注者に報告するとともに、発注者に三者会議の開催を要請するものとする。</u> 3 <u>三者会議の開催に要する費用は受注者の負担とし、受注者は、設計者に対して三者会議の資料作成及び出席に要する費用を支払うとともに、当該支払の内容が確認できる照明書類を発注者に退出するものとする。</u> 4 <u>前項の設計者に対して支払う三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、次に掲げるものを基本とし、消費税及び地方消費税相当額を</u>

本工事の設計者は、株式会社〇〇設計コンサルタント（〇〇県〇〇市）である。

また、三者会議の対象工事以外で設計者の成果を元に発注する全ての工事にあたっては、特記仕様書に以下の内容を記載し、対象工事以外であっても開催可能であることを明確にする。

【工事特記仕様書記載例（三者会議対象工事以外）】

（三者会議の開催）

第〇条 本工事は、施工者から三者会議の開催を要請された場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断する場合を除き、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を開催するものとする。開催にあたっては、施工者は、発注者と協議するものとする。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者

加算するものとする。

（１）直接人件費（１回当たり）

業務内容	技術者の区分	技術者の職種	歩掛（人／回）
三者会議出席	管理技術者	主任技師	0.5
〃	担当技術者	技師（A）	0.5
会議資料作成	担当技術者	技師（A）	0.5

（２）直接経費

直接経費は、原則として旅費交通費（日帰り）を積算するものとし、農林水産省所管旅費支給規則及び農林水産省職員日額旅費支給規則に準じて算定する。

なお、積算上の出発地は、対象業務を実施した設計者の所在地とする。

（３）その他原価

その他原価＝（直接人件費）× α ／（１－ α ）

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

（４）一般管理費等

一般管理費等＝（業務原価）× β ／（１－ β ）

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5 本工事の設計者は、株式会社〇〇設計コンサルタント（〇〇県〇〇市）である。

（新設）

（新設）

会議実施要領」 (<http://www・・・・>) によるものとする。

8 設計者への周知等

調査設計等業務の発注に際しては、特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議への出席要請の対象業務であることを明示する。

また、実施中の業務であっても三者会議の必要が生じた場合は、設計変更により特記仕様書を変更し、三者会議の対象業務とすることができる。

なお、完了した業務を対象とする場合は、事前に当該業務の設計者に連絡し協力を要請する。

【調査等業務特記仕様書の記載例】

(三者会議の開催)

第〇条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、本業務の受注者（以下「設計者」という。）及び当該設計に基づく工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

2 設計者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。

3 三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」 (<http://www・・・・>) によるものとする。

別紙 1

三者会議の開催に要する費用の積算方法

1 積算方法

三者会議の開催に要する設計者の費用（以下「三者会議費」という。）は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準じ、次の積算方法により算定し、当該工事の技術管理費として積上計上する。なお、本費用は、現場管理費率及び一般管理費等率の算出時の対象額に含めないこととする。

$$\begin{aligned} \text{三者会議費} &= (\text{業務価格}) \\ &= (\text{業務原価}) \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) \end{aligned}$$

8 設計者への周知等

調査等業務の発注に際しては、特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議への出席要請の対象業務であることを明示する。

また、実施中の業務であっても必要が生じた場合は、設計変更により特記仕様書を変更し、三者会議の対象業務とすることができる。

なお、完了した業務を対象とする場合は、あらかじめ当該業務の設計者に連絡し協力を要請する。

【調査等業務特記仕様書の記載例】

(三者会議の開催)

第〇〇条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

2 受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。

3 三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、別途、当該工事の施工者から支払を受けるものとする。

別紙 1

三者会議の開催に要する費用の積算方法

1 積算方法

三者会議の開催に要する設計者の費用（以下「業務費」という。）は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準じ、次の積算方法により算定し、当該工事の技術管理費として積上計上する。

$$\text{業務費} = (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})$$

2 各構成要素の算定

(1) 直接人件費

直接人件費の積算は、次のとおりとする。

1 回当たり

業務内容	技術者の区分	技術者の職種	歩掛 (人／回)
三者会議出席	管理技術者	主任技師	0. 5
〃	担当技術者	技師 (A)	0. 5
会議資料作成	担当技術者	技師 (A)	0. 5

(2) 直接経費

直接経費は、原則として旅費交通費（日帰り）を積算する。

旅費交通費＝交通費×往復

なお、積算上の起点は、当該工事の設計者の事務所等の所在地とする。

上記積算上の起点から三者会議の開催場所までの運転時間を計上し、運転経費は下表により計上する。

名称	単位	数量	単価	備考
ライトバン 損料 (1500cc)	時間			森林整備保全事業建設機械損料算定 表による。(12欄) 数量は往復時間
ガソリン	L			燃料消費率 (L/kW・h) ×機関出力 (kW) ×○ (h) スタンド渡し

(注) 1 ライトバンの運転時間は、一般道路30km/h、高速道路等80km/h
で計算し時間当たりに四捨五入する。

2 高速道路等の料金は、別途計上する（消費税抜きの金額）。

3 運転労務は計上しない。

(3) その他原価

(略)

(4) 一般管理費等

(略)

別紙 2

施工計画作成に際しての疑問点・確認を要する事項
(略)

2 直接人件費

(新設)

直接人件費の積算は、次のとおりとする。(1 回当たり)

業務内容	技術者の区分	技術者の職種	歩掛 (人／回)
三者会議出席	管理技術者	主任技師	0. 5
〃	担当技術者	技師 (A)	0. 5
会議資料作成	担当技術者	技師 (A)	0. 5

3 直接経費

直接経費は、原則として旅費交通費（日帰り）を積算するものとし、農林水産省所管旅費支給規則及び農林水産省職員日額旅費支給規則に準じて算定する。

なお、積算上の出発地は、対象業務を実施した設計者の所在地とする。

(新設)

4 その他原価

(略)

5 一般管理費等

(略)

別紙 2

施工計画立案に際しての疑問点・確認を要する事項
(略)

別紙 3

三者会議打合せ記録簿

発注者	設計者	施工者

実施日	年 月 日	場所	
工事名	〇〇工事		
出席者			
発注者			
設計者			
施工者			
会議要旨			
確認事項	①詳細設計の設計 <u>思想</u> 、 <u>施工条件</u> 、 <u>仮設計画</u> 等に関すること ②設計図書の照査に関すること ③条件変更等に関すること ④設計・施工の品質向上に関すること ⑤その他		

別紙 3

工事施工段階における三者会議打合せ記録簿

発注者	設計者	施工者

実施日	年 月 日	場所	
工事名	〇〇工事		
出席者			
発注者			
設計者			
施工者			
会議要旨			
確認事項	①詳細設計の設計意図、施工条件等に関すること ②設計図書の照査に関すること ③条件変更等に関すること ④設計・施工の品質向上に関すること ⑤その他		

別紙 4

治山工事（溪間工）照査要領（例）
（略）

治山工事（山腹工）照査要領（例）

照 査 項 目 一 覧 表

治山工事（山腹工）照査要領（例）				
No	項目	主な内容	対象	照査
1	施工上の基本条件	1) 工事時期に制約があるか 2) 運搬路、ヤード等の見通しはあるか 3) 施工ヤード、スペース、工法等の制約条件はあるか 4) 環境上特に配慮すべき事項があるか（希少種・濁水対策等） 5) かけ崩れに対する安全対策を必要とするか 6) 近接構造物、地下構造物の確認を行ったか 7) 用地、補償物件の処理は完了しているか 8) 急傾斜地崩壊危険区域の指定は行われているか	☐	☐
2	関係機関との協議内容の確認	1) 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス等管理者との協議内容を確認したか 2) 交差協議（道路、河川、鉄道、公安委員会等）の内容を確認したか 3) 地元及び地権者との協議内容を確認したか 4) 利権者（農協、漁組）及び占有者との協議内容を確認したか 5) 自然公園及び埋蔵文化財等との協議内容を確認したか	☐	☐
3	貸与資料の確認	1) 測量成果（平面、横断、縦断）は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 3) 追加ボーリングは必要ないか 4) 用地境界が明確であるか 5) 環境状況（振動、騒音等）の調査結果は整理されているか 6) 埋設物に係る資料があるか	☐	☐
4	地形条件	1) 用地境界を確認したか 2) 施工ヤード、スペースは確認したか	☐	☐
5	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか（スペース、交通条件等）	☐	☐

別紙 4

治山工事（溪間工）照査要領（例）
（略）

治山工事（山腹工）照査要領（例）

照 査 項 目 一 覧 表

治山工事（山腹工）照査要領（例）				
No	項目	主な内容	対象	照査
1	施工上の基本条件	1) 工事時期に制約があるか 2) 運搬路、ヤード等の見通しはあるか 3) 施工ヤード、スペース、工法等の制約条件はあるか 4) 環境上特に配慮すべき事項があるか（希少種・濁水対策等） 5) かけ崩れに対する安全対策を必要とするか 6) 近接構造物、地下構造物の確認を行ったか 7) 用地、補償物件の処理は完了しているか 8) 急傾斜地崩壊危険区域の指定は行われているか	☐	☐
2	関係機関との協議内容の確認	1) 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス等管理者との協議内容を確認したか 2) 交差協議（道路、河川、鉄道、公安委員会等）の内容を確認したか 3) 地元及び地権者との協議内容を確認したか 4) 利権者（農協、漁組）及び占有者との協議内容を確認したか 5) 自然公園及び埋蔵文化財等との協議内容を確認したか	☐	☐
3	貸与資料の確認	1) 測量成果（平面、横断）は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 3) 追加ボーリングは必要ないか 4) 用地境界が明確であるか 5) 環境状況（振動、騒音等）の調査結果は整理されているか 6) 埋設物に係る資料があるか	☐	☐
4	地形条件	1) 用地境界を確認したか 2) 施工ヤード、スペースは確認したか	☐	☐
5	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか（スペース、交通条件等）	☐	☐

林道工事照査要領（例）

照 査 項 目 一 覧 表

林道工事照査要領（例）

No	項目	主な内容	対象	照査	備考
1	施工上の基本条件	1) 施工時期、施工時間、施工方法などについて条件明示があるか 2) 環境対策（濁水処理、騒音、防塵など）について明確であるか 3) 工事支障木の収去等は済んでいるか	☐	☐	
2	関係機関との協議内容の確認	1) 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス等管理者との協議内容を確認したか 2) 交差協議（道路、河川、鉄道、公安委員会等）の内容を確認したか 3) 地元及び地権者との協議内容を確認したか 4) 利権者（農協、漁組）及び占用者との協議内容を確認したか 5) 保安林、自然公園及び埋蔵文化財等との協議内容を確認したか 6) 公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか 7) 土砂の処理場又は土取場の位置、規模は明確になっているか	☐	☐	
3	貸与資料の確認	1) 測量成果（平面、横断、縦断）は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 3) 埋設物に係る資料があるか	☐	☐	
4	地形条件	1) 用地境界を確認したか 2) 施工ヤード、スペースは確認したか	☐	☐	
5	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか（希少動植物等） 2) 仮設工（仮設道路、仮設橋梁、土留工、仮締切土、工事用道路工など）について工法の指定など明確であるか 3) 工事用道路の安全施設、補修、工事終了後の処置などは明確であるか 4) 交通安全対策について明確であるか（防護施設、交通整理員、作業制限など） 5) 別途工事がある場合の関連条件などは明確であるか 6) 未処理用地がある場合、見込み時期などは明確であるか 7) 工事支障物件について工事着手前の事前調査などが必要か 8) 排水工の計画条件は確認しているか	☐	☐	
6	付帯施設の必要性	1) 土場、作業ポイント等の計画位置は適切か 2) 標識計画はあるか	☐	☐	
7	現地踏査	1) 支障木等の状況を把握したか 2) 環境状況（振動、騒音等）は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか 4) 基準点（B.M.）を確認したか	☐	☐	
8	設計図	1) 設計図には必要な項目が記載されているか（設計条件、地質条件、建築限界等） 2) 構造物の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか 3) 各設計図が互いに整合されているか ・ 平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 4) 使用材料は明記されているか 5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか（特に応力計算、安定計算書等の結果が適用範囲も含めて整合されているか） ・ 部材厚 ・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置） ・ 鋼材形状、寸法 ・ 使用材料	☐	☐	
9	数量計算	1) 数量計算は、設計積算要領と整合しているか 2) 数量計算に用いた記号、寸法、数値は図面と一致するか 3) 数量取りまとはめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているか	☐	☐	

林道工事照査要領（例）

照 査 項 目 一 覧 表

林道工事照査要領（例）

No	項目	主な内容	対象	照査	備考
1	施工上の基本条件	1) 施工時期、施工時間、施工方法などについて条件明示があるか 2) 環境対策（濁水処理、騒音、防塵など）について明確であるか 3) 工事支障木の収去等は済んでいるか	☐	☐	
2	関係機関との協議内容の確認	1) 電線・ケーブル、電柱、水道、ガス等管理者との協議内容を確認したか 2) 交差協議（道路、河川、鉄道、公安委員会等）の内容を確認したか 3) 地元及び地権者との協議内容を確認したか 4) 利権者（農協、漁組）及び占用者との協議内容を確認したか 5) 保安林、自然公園及び埋蔵文化財等との協議内容を確認したか 6) 公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか 7) 土砂の処理場又は土取場の位置、規模は明確になっているか	☐	☐	
3	貸与資料の確認	1) 測量成果（平面、横断、縦断）は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 3) 埋設物に係る資料があるか	☐	☐	
4	地形条件	1) 用地境界を確認したか 2) 施工ヤード、スペースは確認したか	☐	☐	
5	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか（希少動植物等） 2) 仮設工（仮設道路、仮設橋梁、土留工、仮締切土、工事用道路工など）について工法の指定など明確であるか 3) 工事用道路の安全施設、補修、工事終了後の処置などは明確であるか 4) 交通安全対策について明確であるか（防護施設、交通整理員、作業制限など） 5) 別途工事がある場合の関連条件などは明確であるか 6) 未処理用地がある場合、見込み時期などは明確であるか 7) 工事支障物件について工事着手前の事前調査などが必要か 8) 排水工の計画条件は確認しているか	☐	☐	
6	付帯施設の必要性	1) 土場、作業ポイント等の計画位置は適切か 2) 標識計画はあるか	☐	☐	
7	現地踏査	1) 支障木等の状況を把握したか 2) 環境状況（振動、騒音等）は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか 4) 基準点（B.M.）を確認したか	☐	☐	
8	設計図	1) 設計図には必要な項目が記載されているか（設計条件、地質条件、建築限界等） 2) 構造物の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか 3) 各設計図が互いに整合されているか ・ 平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 4) 使用材料は明記されているか 5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか（特に応力計算、安定計算書等の結果が適用範囲も含めて整合されているか） ・ 部材厚 ・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置） ・ 鋼材形状、寸法 ・ 使用材料	☐	☐	
9	数量計算	1) 数量計算は、設計積算要領と整合しているか 2) 数量計算に用いた記号、寸法、数値は図面と一致するか 3) 数量取りまとはめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているか	☐	☐	